

写真で見る最高裁判所の 50 年

・仮庁舎時代

昭和 22 年 5 月の最高裁判所発足に当たり、旧大審院庁舎を最高裁判所庁舎として使用することが計画されました。しかし、その旧大審院庁舎は、戦災で外壁のみを残してすべて焼け落ちていたため、復旧工事を施す必要がありました。そこで、復旧工事をする間、仮の庁舎として旧枢密院庁舎が使用され、また、最高裁判所の事務局（現在の事務総局）には法曹会館の一部が使用されました。

旧枢密院庁舎は、大正 10 年、現在の国会議事堂（旧帝国議会議事堂）の場所にあったのを帝国議会議事堂建設のため移転し、皇居大手門内に新築された建物です。

なお、仮庁舎は、昭和 22 年 9 月 8 日、東京地方裁判所庁舎（旧民事地方裁判所庁舎）の 3 階及び 4 階に移転しました。



▲旧大審院庁舎



▲旧枢密院庁舎



▲法曹会館



▲東京地方裁判所庁舎
(旧民事地方裁判所庁舎)

・旧大審院庁舎を引き継ぐ

昭和 22 年 8 月に着工した旧大審院庁舎の復旧工事は、昭和 24 年 10 月に完成しました。

もともとの庁舎は、大日本帝国憲法の時代、時の政府が全力を傾けた中央官衙(かんが)計画の一環として、明治 29 年 10 月に完成したもので、ドイツ・ネオバロック様式の流れをくむ古典的欧風様式建築でした。設計は、ドイツのエンデ・ベックマン事務所です。

この復旧に当たっては、造形の重要要素であった屋根の原型復元こそ行われませんでした。が、大法廷をはじめ庁舎の内部造作の工事は、資材も人材も不足していた時代であったにもかかわらず、全力を傾けて行われ、戦前の木工技術の域に迫るものとなりました。

この庁舎は、現在の新庁舎が完成するまで、最高裁判所庁舎として使用されました。



▲最高裁判所旧庁舎



▲最高裁判所旧庁舎大法廷

・新庁舎の建設

新庁舎建設に関する計画は、昭和 39 年 2 月、国有財産中央審議会において敷地が決定されたことにより、具体化しました。

最高裁判所新庁舎は、各界有識者による最高裁判所庁舎新営審議会(昭和 40 年 9 月～昭和 41 年 8 月)の答申に基づき建築されたものです。その答申は、(1)様式について、「過去の様式にとらわれず、現代の建築様式によって建築されるべきで、最高裁判所としての品位と重厚さを兼ね備えなくてはならない。」、(2)設計について、「最高裁判所の庁舎が重要な記念建造物であり、その新営は国家的事業であるとの見地から、広く案を江湖に求め、現代における建築造形の最高のものを追求するのが相当であり、したがって、公開競技によるべきである」と述べています。

公開競技により、応募総数 217 作品の中から岡田新一氏をはじめとする 17 名の共同による設計案が最優秀作品に選ばれました。

最高裁判所新庁舎は、法と秩序を象徴する正義の殿堂にふさわしい建物として、昭和 46 年 6 月に着工され、昭和 49 年 3 月に完成しました。大ホールの床下には、次の定礎の辞が納められています。

定礎の辞

「最高裁判所庁舎を東京都千代田区隼町四番二号に新築するにあたり、日本国における法の支配の確立と揺るぎなき国運を冀求してここに永世不朽の礎を鎮定する。」



▲最高裁判所裁判官



▲最高裁判所庁舎